

# 第14章 土工事

## 14.1 一般事項

- (1) 現場責任者の常駐  
 施工現場には、必ず現場責任者が常駐し、関係官公署の許可書を携帯すること。
- (2) 保安設備  
 公衆災害防止のため、関係法令及び許可条件に基づき、保安施設を設置すること。
- (3) 公害防止  
 騒音、振動等で迷惑をかけないように注意すること。
- (4) 立ち会い  
 関係する各事業者には工事の概要を通知のうえ現場立ち会いを求め、工法について協議すること。
- (5) 施工時間  
 道路における分岐、撤去等の施工は、原則として平日の午前9時から午後5時までに埋め戻し、仮復旧までを完了すること。
- (6) 断水  
 工事の施工のため断水する場合は、局担当者と十分な事前協議を行うこと。
  - ① 断水広報
    - a. 断水する日時が決定したら、すみやかに断水する区域の利用者に対して、チラシ等で周知するようにすること。なお、工場、美・美容院、クリーニング店などが断水区域内にある場合は施工する曜日、時間等を十分考慮し決定すること。
    - b. 断水区域外であっても濁水のおそれがある場合は、周辺一帯に対しても周知するようにすること。
  - ② 断水作業
    - a. 断水前にあらかじめ操作する仕切弁等の機能調査（バルブ器、開栓器のかかり等）を行い、故障の有無を確認すること。

図 14-1 本市の仕切弁、止水栓のスピンドル形状



- b. 仕切弁操作は原則、局職員が行うものとする。  
 指定工事事業者等が操作する場合は、局職員の指示による。
- c. 配水管を断水する場合、弁の閉止順序は、下流側の枝管から順次上流側とし、最後に主管の弁を閉止する。
- d. 通水する場合は、適当な位置の消火栓、排泥弁を開放して弁を静かに開き管内の排気、排泥を完全に行うこと。
- e. 弁を急激に開閉することは避けること。

- f. 本市の仕切弁は、「左回り閉」，「右回り開」となっているので注意すること。口径別仕切弁の回転数は表 14-1 のとおりである。

表 14-1

| 口径  | 回転数 |        | 口径  | 回転数 |        |
|-----|-----|--------|-----|-----|--------|
|     | 鋳鉄製 | ソフトシール |     | 鋳鉄製 | ソフトシール |
| 100 | 15  | 17     | 250 | 26  | 25     |
| 150 | 19  | 19     | 300 | 31  | 30     |
| 200 | 25  | 25     |     |     |        |

(7) 事故処理

万が一事故が発生したときは，臨機応変な処置を行うとともに，すみやかに報告し，指示を受けること。

(8) その他

- ① 現場で材料を仮置きするときは，管内の汚染破損及び材質の変化等がないよう注意すること。
- ② 工事施工後は，土砂の飛散，付着等のないよう十分清掃する。
- ③ 路面復旧方法については，各管理者に確認すること。構成断面については，新潟市舗装マニュアルや道路標準復旧断面図等で確認すること。

## 14.2 土工事

### 1. 掘削

- (1) 掘削に先立ち，地上及び地下構造物を調査し損傷を与えないよう注意しなければならない。
- (2) 歩道コンクリート板及び縁石等は，破損しないように取り外し支障のない場所に置くこと。
- (3) 舗装道路は，掘削に先立ち他の部分に影響を及ぼさないようカッターで縁切りを行うこと。
- (4) 道路を横断して掘削する場合は，片側の工事を完了し交通の妨げのないよう必要措置を講じたのち他方を掘削する。
- (5) 軟弱地盤又は，湧水のあるところは，土留工を施し，水を排除しながら掘削するとともに，その排水先に注意すること。
- (6) 床堀の底部は，凹凸のないようにし，良質土砂で敷きならしを行うこと。
- (7) 掘削は，危険防止のため，えぐり掘削を行ってはならない。
- (8) 道路の掘削は，当日の仮復旧が完了できる範囲とする。

### 2. 埋め戻しと残土処理

- (1) 埋め戻す前に配管及び接合が確実に行われているか確認すること。
- (2) 埋め戻しは，石片，コンクリート塊，木片等の異物を取り除いた良質土砂又は山砂をもって行うこと。
- (3) 湧水及び流入水がある場合は，ポンプ等により排水を完全に行った後に埋め戻すこと。
- (4) 転圧は厚さ 30 cm 以下（道路管理者の指示がある場合はその数値による）ごとに行い，各層毎に十分締め固めること。
- (5) 残土は，「建設副産物適正処理要綱」（建設省 平成 5 年 1 月）に従い，付近住民や歩行者，通行車両に迷惑をかけることのないよう直ちに処理すること。

令和 5 年 4 月 1 日改訂

## 14.3 路面復旧

### 1. 仮復旧

舗装道路の掘削後は、道路占用許可条件に従い、ただちに仮復旧するものとするが、以下の点に注意すること。

- (1) 舗設に先立ち、路床及び路盤を十分に転圧のうえ、アスファルト混合物を均一に敷きならし、転圧して既設路面と同一面となるよう仕上げること。
- (2) 完了後は、既設舗装路面の汚れを清掃すること。
- (3) 路床、下層、上層路盤の仕上がり順に写真を撮ること。
- (4) 復旧後は、翌日及び定期的に巡視し、安全確認を行うこと。

### 2. 本復旧

本復旧は、仮復旧の施工後に十分な自然転圧期間（約1か月間）を経てから行うこと（国道車道部は除く）とし、施工は道路占用許可条件による。